

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

2020年6月1日

全国健康保険協会熊本支部
支部長 斉藤 和則

1. 調達内容

(1) 調達件名

産業廃棄物（廃プラスチック類）の収集運搬及び処分委託業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間および業務回数

2020年7月1日から2021年3月31日

(4) 見積競争方法

見積金額は総価とする（契約は単価契約）。

契約決定に当たっては、見積書（別紙1）に記載された各契約単価（消費税を含まない金額）に各予定数量を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）の合計額で行い、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

また見積書に記載された金額をもって契約金額とするので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

※見積書には、仕様書に記載する事項の他、本委託業務に要する一切の諸経費を含めた1kgあたりの単価及び1回あたりの収集運搬に関する単価を記載すること。

2. 参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31、32、33（令和1・2・3）年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (7) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証のいずれかを取得している事業者であること。
- (8) 競争参加資格停止業者の公表
契約の履行等に関して問題のあった事業者については、全国健康保険協会競争参加資格停止措置要領 (URL : <https://kyoukaikenpo.or.jp/g7/template04>) に基づき、競争参加資格停止措置をとる場合がある。競争参加資格停止措置を行った場合は、停止期間中、当該事業者の名称、所在地、停止期間及び停止理由を全国健康保険協会ホームページ上に公表することとなる。
したがって、協会からの委託内容に関し契約後に経営都合による異議を申し立てたり、採算性を理由に役務を拒んではならない。
- (9) 業廃棄物の積み込み場所、荷下ろし場所及び処分施設のある場所について管轄する都道府県知事の許可を受け、廃プラスチック類の収集運搬及び処分が事業範囲に含まれており、リサイクルが可能な事業者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び仕様書の配布場所

〒862-8520

熊本市中央区水前寺1-20-22 水前寺センタービル2階

全国健康保険協会熊本支部 企画総務グループ

電話 096-340-0261 (担当) 野瀬

※仕様書(及び説明書)の交付及び提出は郵送とする。必要な者は電話にて交付依頼を行うこと。

- (2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

3.(1)に同じ

- (3) 見積書の添付書類

①競争参加資格(全省庁統一参加資格)の写し

②プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証のいずれかを取得していることが確認できる書類の写し

③積み込み場所、荷下ろし場所及び処分施設のある場所を管轄する都道府県知事が交付した産業廃棄物の「収集運搬」及び「処分」に係る許可証の写し

④当該業務委託と同様な業務を過去に受託した実績を証明する「受託実績申立書」(別紙2)

⑤処分施設等の所在地を示す書類

- (4) 見積書の提出期限(原則郵送にて提出すること)

2020年6月16日(火)10時00分

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金および契約保証金
全額免除。
- (3) 見積書（別紙1）には、事業所名・代表者名を記載し、代表者名印を押印すること。
記載漏れ、押印漏れまたは判読できないものは無効とする。
- (4) 提出した見積書の差替え、変更または取消しをすることはできない。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無
- (7) 決定業者には、別途電話にて連絡することとする。

【参 考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 25 条 契約責任者等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被補佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く
- (2) 破産者で復権を得ない者

（競争に参加させないことができる者）

第 26 条 契約責任者等は、次の各号いずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年間は競争に参加させないことができるものとする。又これを代理人、支配人その他の使用人として使用するものについても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後 3 年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。